

## 大阪市港区役所と株式会社 TBWA HAKUHODO との事業連携に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と株式会社 TBWA HAKUHODO（以下「乙」という。）は、次の条項について互いに連携することに合意し、協定を締結する。

### （目 的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携協力のもとに、次条で定める様々な分野で相互に協力し、行政課題・地域課題の解決を図るとともに、港区の防災対策に寄与することを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、大阪市港区政に関する次の事項について連携・協力する。

- （1）市民への情報発信に関すること
- （2）外国人への情報発信に関すること
- （3）人材育成に関すること
- （4）その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

2 前項各号に掲げる具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は締結日より令和8年3月31日までとする。

### （協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

### （その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名の上、各1通を保有する。

令和6年6月17日

甲 大阪市港市区岡1丁目15番25号

大阪市

協定締結担当者

大阪市港区長 山口 照美（自署）

乙 東京都港区芝浦1丁目13-10

株式会社 TBWA HAKUHODO

代表取締役社長兼 CEO 内田 渉（自署）